

れいわ 2 ねん ど さべつ かん する そうだんじょうきょう  
令和2年度における差別に関する相談状況について

1 相談件数

6 けん ふとう さべつてきとりあつかい 4 けん ごうりてきはいりよ ふていきょう 2 けん  
6 件（不当な差別的取扱い：4 件、合理的配慮の不提供：2 件）

2 相談事例について

(1) 就労先の差別的対応に関する相談

しょうがいしゅべつ  
< 障害種別 >

はったつしょうがい  
○ 発達障害

そうだんがいよう  
< 相談概要 >

- 正社員（障がい者雇用ではない）として働いている事業者から、障害の診断書を提出して以降、業務内容を制限される、頻回に面談を設定されて人事部から侮辱的なことを言われる、他の社員とは異なるシフトの組み方をされるなどの扱いを受けている。
- 会社に対して改善を求めている。

し たいおう  
< 市の対応 >

- 就労先事業者と面談し、以下のとおり回答があった。
- ⇒ 診断書を提出されたから対応が変わったという事実はなく、提出される前から、本人から苦手だと申告のあったことや、業務の状況を見て仕事内容を判断している。可能であれば、他の社員と同様の業務を任せたいと思っている。
- ⇒ 定期的な面談に加え、必要に応じて追加の面談を設定することがあるが、必要性があつて行っていることであり、他の社員と比べて多すぎるというわけでもないと認識している。
- ⇒ 面談時に業務上の改善を注意することはあるが、本人が苦手とする人事部の社員とは面談を行わないようにするなどの配慮はしている。
- ⇒ シフトの都合により、稀にアルバイト業務をお願いすることもあるが、それ

は他の正社員にお願いすることもあるため、本人だけに異なる対応をしているわけではない。

○ 事業者に対しては、障害者差別解消法、多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の趣旨と、合理的な配慮により他の職員同様に活躍できる機会を設けることが重要であることを説明し、東京都の就労支援ハンドブックを渡した。

○ 本人に対しては、事業者からの回答、市が上記内容を事業者に説明した旨をお伝えした。

○ 本人からは、「事業者には何を言っても変わらないだろう」とお話があり、多摩市に対してはありがたく思っており、また何かあったら連絡すると伝えられ、対応終了した。

## (2) 学校での合理的配慮に関する相談

### <障害種別>

○ 知的障害

### <相談概要>

○ 子どもが通っている学校から、椅子にしっかり座れないと集中できないため、座位保持椅子を買ってほしいという話があった。

○ 学校が学習環境を整えるべきであるのに、なぜ保護者が負担しなくてはいけないのか。合理的配慮の不提供にあたるのではないか。

### <市の対応>

○ 合理的配慮の提供には、過重な負担であるものは除かれるため、全員に個別のものを用意するとなると過重な負担になる可能性があることや、個々に応じたものを学校側で全て用意することは難しいと考えることを伝えた。

○ 学校側に話を聞いてみないとわからないこともあるため、学校側と調整して良いか確認したところ、代弁してもらおうと思っている訳ではなく、考え方は理解できたため学校への対応はしなくて良いとのことだった。何かあれば連絡をいただきたいと伝え終了した。

### (3) 通所先の差別的発言に関する相談

#### <障害種別>

- 不明

#### <相談概要>

- 娘が多摩市の就労支援センターで紹介された事業所に通所している。事業所の職員から娘に対して、「障がい者同士なら時給が高くなるが、健常者と結婚しているなら高い時給は出せない。」との差別的発言があった。
- 障がい者を支援する立場の人間がそのような発言をすることが許せないので、事業所に対して注意してほしい。

#### <市の対応>

- どの事業所かは言いたくないとのことで、注意することは難しいかもしれないが、条例を制定し、差別の解消などについて話し合う協議会の場で、このような案件があったことを報告することはできると伝えた。
- 発言の真意が不明であるため、事業所への注意喚起は行わない。

### (4) 市職員の対応に関する相談

#### <障害種別>

- 精神障害

#### <相談概要>

- 市職員がタメ口を使ってきたり、自分を含めた複数人で施設を利用しようとしたら、他の人たちは健常者であるにも関わらず、何も知らずに「病気のひとたちの集まりでしょ」という障がい者を一括りにするような極めて不快な発言があった。
- 自身は数年前に障害者手帳を取得し、それまではずっと健常者として暮らしてきたが、健常者のときにははされることがない対応であり、また、普段の生活の中でも、一部のバス運転手に障害者手帳を見せると、それまでの態度と変わるといことが何度もあり、健常者と障がい者への対応の落差を感じている。健常者と同じように対応してほしい。

- 精神障がい者への偏見があるのは分かるが、まずは障害のつらさを理解できなくても良いので、普通の感覚や感性を持っているということを知ってほしい。
- 『知ることが大切』ということは、これまで散々言われ手垢にまみれた話だが、実際は全く理解促進が進んでいないので、言葉だけでなく中身のある形で愚直で良いので取組に反映させていってほしい。

#### <市の対応>

- 当該職員に注意し、市職員の差別的対応について管轄する人事課に報告した。本人へその旨を伝え、対応終了。

#### (5) バスの利用に関する相談

#### <障害種別>

- 精神障害・内部障害

#### <相談概要>

- 普段ヘルプマークをつけているが、バスの優先席にヘルプマークが貼られていないせいか、優先席を利用すると冷たい声をかけられる。
- 運転手も障害者手帳やヘルプマークへの理解がないのか、迷惑そうに割引を断られる。
- 障がい者やヘルプマークのことを周知する対策をしてほしい。

#### <市の対応>

- 当該バス事業者を確認し、以下のとおり回答があった。
- ⇒ 障がいのある方への対応や、障害者手帳やヘルプマークのことについて全社員に教育をしている。
- ⇒ 「割引を断られる」ということは許されることではないので、そのような事実がある場合は日時とともに教えていただければ、当該運転手に対して個別に指導する。
- ⇒ 乗客がヘルプマークをつけていることに運転手が気づけないこともある

ため、配慮を必要とする場合は一声掛けていただけると求められることの  
対応が可能になる。

⇒ 座席を譲っていただくことについては、必要に応じて運転手からお願いす  
るが、譲っていただけるかどうかは乗客の「好意」によるものであることを  
ご理解いただきたい。

○ 本人に対し、上記回答と、7月より条例を施行したこと、一般の方への  
ヘルプマークの周知や優先席の利用などについては、市としても理解啓発を  
していきたいと考えている旨を伝え、対応終了。

## (6) 市職員の対応に関する相談

### <障害種別>

○ 精神障害

### <相談概要>

○ 特別障害者手当の申請の相談で窓口に来たところ、「1人で歩いて  
来られる人は該当しません」「申請して却下になった場合診断書代は戻ってこ  
ないが、それでも申請しますか？」と言われ、問い詰められているように感じ、  
その後精神が不安定になり、外出困難になった。

○ 医師ではないのに、職員がそのような判断をするのはおかしい。

○ 障害福祉課は障がい者に配慮できる部署であるべき。

○ このことをうやむやにせず、協議会の議題に挙げて議事録も残してほしい。

### <市の対応>

○ 手当担当に確認し、以下の事実確認をした。

⇒ 手当の要件として、身体的に重度の障害で、介助なしでは生活できない人  
が対象になるため、診断書を書いてもらう前に該当になるかどうかはある  
程度職員が判断し、該当しない可能性が高い人にはその旨を伝えている。

⇒ 「診断書代が戻ってこないことを了承の上で申請するか」という確認は、  
診断書代が高額であるため、申請して却下になりお金が無駄になってしまう  
と本人の不利益になり、事前に伝えていないとトラブルになる可能性もある  
ため、どなたにも伝えている。

○ 上記を本人に伝え、必要な説明ではあったが、不快に思われたことを  
受け止めて、要件の確認の仕方や伝え方などに気を付けるように職員間で  
共有すること、差別解消支援地域協議会で報告し、後日連絡することを  
伝えた。